

別表十二(二)
「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名		
		・	・			
投資事業有限責任組合の名称	1			当期積立額	4	円
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	・	積立限度額の適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者の 株式の帳簿価額の合計額	5	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平	・	積立限度額 $(5) \times \frac{80}{100}$	6	
		平	・	積立限度超過額 $(4) - (6)$	7	

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00542」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額（「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三)
平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分